

重要事項説明書（居宅介護支援用）

1 事業所の概要

事業所名	さく病院 ヘルスケアセンター竹下
所在地	福岡市博多区竹下4丁目6番25号
事業者指定番号	福岡県4070900347号
サービス提供地域	博多区・南区

上記地域以外でもご希望の方は、ご相談ください。

2 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	職務内容
管理者（主任介護支援専門員）	1名		一元的管理
介護支援専門員	1名以上		利用者への支援

3 営業時間

区 分	平 日	土曜日
営業時間	8:30～17:15	8:30～12:30

（注）日曜・祝日および年末年始（12/30～1/3）・8/13～8/15は営業を休みます。

※時間外、休日も24時間連絡体制を確保しています。092（471）1138へお電話ください。

4 提供する居宅支援サービスの内容・提供方法

（1）サービス計画（ケアプラン）の作成

複数の事業所の紹介を求めることが可能です

当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です

介護保険以外のサービスも取り入れます

（2）要介護認定の申請代行

（3）訪問調査

（4）給付管理表の作成

（5）サービス事業者の仲介・紹介

（6）利用状況の把握（モニタリング）

(7) 介護相談

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) ケアプラン作成料金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので料金はいただきません。ただし、保険料の滞納等により、支援事業者が介護保険給付が行われない場合は、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じた下記の利用料をお支払い下さい。

（実費にてお支払い頂いた後、お住まいの区役所窓口にて手続きを行いますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。）

① 要介護1・2 1,086単位/月 要介護3・4・5 1,411単位/月

② 以下の場合は加算料金を介護保険よりいただきます

〈事業所加算〉

特定事業所加算Ⅰ 519単位

- ① 主任介護支援専門員を2名以上配置。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置。
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達などを目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）開催。
- ④ 24時間体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保。
- ⑤ 算定月の要介護3～5である者の割合が4割以上。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加。
- ⑨ 運営基準減算または特定事業所集中減算の適応を受けていない。
- ⑩ 介護支援専門員の1人当たりの利用者の平均件数が45件以上でない。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護事業所と共同で事例検討会、研修会を実施。

特定事業所加算Ⅱ 421単位

特定事業所加算Ⅰの②～④、⑥～⑫を満たしていること。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員配置していること。

特定事業所加算Ⅲ 323単位

特定事業所加算Ⅰの③～④、⑥～⑫を満たしていること。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員配置していること。

常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置すること。

特定事業所加算A 114単位

特定事業所加算Ⅰの③～④、⑥～⑫を満たしていること。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員配置していること。

常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上・非常勤1名以上配置すること。

初回加算 300単位

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）

入院時情報連携加算 I 250単位（入院初日）Ⅱ 200単位（入院から3日以内）

入院に伴い入院先の職員に対して必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算

カンファレンス参加無 連携1回450単位 連携2回600単位

カンファレンス参加有 連携1回600単位 連携2回750単位 連携3回900単位

退院・退所に当たって病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス利用の調整を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（月に2回を限度）

通院時情報連携加算 50単位

医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
(月に1回)

(2) ケアプラン作成時における交通費

サービス提供地域内の指定居宅介護支援事業に要した交通費は無料です。
サービス提供地域外の指定居宅介護支援事業に要した交通費はその実費相当額を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収します。また明細を付した領収書を発行し内容を明示します。

①事業者から片道3キロメートル未満	無料
②事業者から片道3キロメートル以上、10キロメートル未満	250円
③事業者から片道10キロメートルを超える場合	500円

(3) ケアプラン作成後の解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はいただきません。

(4) その他

記録等の複写費用などいただく事があります。

6 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

医療法人愛風会が開設する指定居宅介護支援事業者ヘルスケアセンター竹下（以下事業者という）が行う指定居宅支援事業（以下事業という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅支援を提供することを目的とします。

(2) サービスの運営方針

- ①事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画を作成し、その計

画に基づく指定居宅サービス等が確保できるよう連絡調整その他の便宜の供与を行います。また、要介護者が介護保険施設への入所を希望する場合にあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行い、要介護の支援に努めます。

サービス提供が困難と思われるケースも受け入れます。

- ②その他保険者（市町村）の委託を受け要介護認定に係る訪問調査を行います。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) その他

- ①アセスメント（評価）方法 居宅サービス計画ガイドライン
- ②従業員研修の有無 定期的に研修を実施
- ③保険 全日病居宅介護事業者賠償責任保険加入済み

(4) 緊急時等における対応

訪問時及び事業所内での面談中、利用者の状態が急変した場合は、医療機関に連絡し、医師の指示のもと適切な措置を行います。その後、家族・支援事業者に速やかに連絡します。

7 事故発生時における対応

- ・ 事故発生直後、事故関係者及び管理者を招集し、事故の内容を把握します。
その後、市町村・家族に速やかに連絡します。
- ・ 事故処理の経過については、記録・保管を行い、市町村・家族に適宜連絡します。
- ・ 再発防止に向けて事故対策会議を行います。
- ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の保険請求手続きを行います。

8 秘密保持について

- ・ サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- ・ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により利

用者及び利用者家族の同意を得て、個人情報サービスをサービス担当者会議等において利用できるものとします。

9 相談窓口、苦情対応

- ・ 事業者への相談・苦情があった場合は、相談苦情記録票に記入します。
- ・ 管理者は内容を検討し、各関係者に連絡を取り対策会議を開催します。
- ・ 改善事項を、利用者・家族に書面にて説明します。
- ・ 事業者は、改善状況を確認します。
- ・ 改善策に対し理解が得られない場合は、市町村及び国保連合会への苦情申立書の作成、送付の支援を行います。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所お客様相談 コーナー	電話番号	092-471-1138
	Fax番号	092-471-1170
	相談員（責任者）	杉岡 雅英
	対応時間	8:30～17:15
		8:30～12:30（土曜日）

公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課
	電話番号	092-419-1081
	所在地	福岡市南区塩原3丁目25番3号 南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
	電話番号	092-559-5125
	対応時間	9:00～17:00
福岡県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7859
	Fax番号	092-642-7857
	対応時間	9:00～17:00

10 介護サービス記録の利用者への開示

- ・ 事業者は利用者の求めに応じて介護サービス記録の開示を行います。

1 1 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 愛風会
代表者名	理事長 朔 寛
法人所在地・電話	福岡市博多区竹下4丁目6番25号 電話番号 092-471-1139 Fax番号 092-451-5829
法人内で実施するサービス	訪問リハビリテーション

1 2 その他の情報

予防・救急・リハビリテーション・在宅まで、地域のニーズに応じた医療・福祉・介護サービスを提供するよりよい生活づくりのパートナーを目指しています。

利用者や家族のニーズを的確に捉えたきめ細やかなサービスを提供しています。

1 3 利用者へのお願い

- (1) 支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書等は利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。
- (2) 利用者は、サービス利用時の欠席・変更等は、事前に介護支援事業者またはサービス事業者まで必ず連絡ください。
- (3) 病院または診療所に入院する必要がある場合、介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院する病院または診療所に伝えてください。

1 4 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 福岡市博多区竹下4丁目6番25号
事業者名 さく病院 ヘルスケアセンター竹下

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(選任された代理人)

住 所 _____

(続柄)

氏 名 _____ 印